明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可　日刊（行政機関の休日休刊）

官報

編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

〔政　令〕

○東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律第二条第二項及び第三項の市町村を定める政令の一部を改正する政令（二六一）　二

○平成二十三年七月十七日から同月二十日までの間の暴風雨による高知県安芸市等の区域に係る災害についての激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令（二六二）　二

〔府　令〕

○地域再生法施行規則の一部を改正する内閣府令（**内閣府**四二）　二

〔告　示〕

○皇族たる皇室会議の議員及びその予備議員の互選を行う期日を定める件（**内閣府**二七〇）　三

○戸籍法第百十八条第一項の規定による指定に関する件（**法務**三九五）　三

○日本国に帰化を許可する件（**同**三九六）　三

○国道九号線（メコン地域東西経済回廊）整備計画のための贈与に関する日本国政府とラオス人民民主共和国政府との間の書簡の交換に関する件（**外務**二八四）　四

○ビエンチャン国際空港拡張計画のための贈与に関する日本国政府とラオス人民民主共和国政府との間の書簡の交換に関する件（**同**二八五）　四

○保安林の指定を解除する件（**農林水産**一五五三～一五五九）　四

○保安林の指定施業要件を変更する件（**同**一五六〇～一五六六）　四

○農薬を登録した件（**同**一五六七～一五六九）　四

○農薬を再登録した件（**同**一五七〇）　四

○電気事業法の規定に基づく主任技術者の資格等に関する省令第一条の三の規定に基づき学校の認定を取り消した件（**経済産業**一七七）　五

○船舶油濁損害賠償保障法第三十九条の七第三項の国土交通大臣が指定する保険者等を定める告示の一部を改正する告示（**国土交通**八三九）　六

○国土交通省所管の補助金等の交付に関する事務の一部を都道府県の知事が行うこととなった件の一部を改正する件（**同**八四〇）　六

○住宅の品質確保の促進等に関する法律の規定により登録住宅性能評価機関の役員の氏名を変更した件（**東北地方整備局**一四六～一四八）　八

○住宅の品質確保の促進等に関する法律の規定により登録住宅性能評価機関の評価員等の氏名を変更した件（**同**一四九）　八

○道路に関する件（**九州地方整備局**一三二）　九

〔国会事項〕

〔人事異動〕

内閣　内閣府　財務省　海上保安庁

最高裁判所　長野県　福岡県　川崎市

京都市　神戸市　九

〔皇室事項〕　一〇

〔官庁報告〕

官庁事項　一〇

歯舞地区に係る特定漁港漁場整備事業計画の変更の公表について（農林水産省）　一〇

苫前地区に係る特定漁港漁場整備事業計画の変更の公表について（同）　一〇

〔資　料〕

閣議決定等事項　一〇

〔公　告〕

諸事項

官庁

個別労働関係紛争解決手続実施団体指定、建設業の許可の取消処分関係　一〇

裁判所

相続、公示催告、失踪、除権決定、破産、免責、再生関係　二

特殊法人等

企業年金基金変更関係　三〇

会社その他

本号で公布された法令のあらまし

◇東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律第二条第二項及び第三項の市町村を定める政令の一部を改正する政令（政令第二六一号）（内閣府本府）

1　東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律第二条第二項及び第三項の市町村を追加して定めることとした。（第一条及び第二条関係）

2　この政令は、公布の日から施行することとした。

◇平成二十三年七月十七日から同月二十日までの間の暴風雨による高知県安芸市等の区域に係る災害についての激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令（政令第二六二号）（内閣府本府）

1　平成二十三年七月一七日から同月二〇日までの間の暴風雨による高知県安芸市等の区域に係る災害を激甚災害として指定することとした。

2　当該災害に対し、次に掲げる措置を適用することとした。

㈠　公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助

㈡　農地等の災害復旧事業等に係る補助の特別措置

㈢　小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への算入等

3　この政令は、公布の日から施行することとした。